

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する開示事項 (第10条第2項、第12条第2項)

「自己資本比率（国内基準）」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に基づき算出しております。

当行は、国内基準を適用のうえ、平成26年3月期より自己資本比率規制（バーゼルⅢ）により自己資本比率を算出しております。

■連結自己資本比率（平成26年9月末・バーゼルⅢ基準）

（単位：百万円、％）

項目	平成26年9月期	
		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	84,485	
うち、資本金及び資本剰余金の額	27,437	
うち、利益剰余金の額	58,776	
うち、自己株式の額（△）	1,227	
うち、社外流出予定額（△）	500	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	—	
うち、為替換算調整勘定	—	
うち、退職給付に係るものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	127	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,713	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,713	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	5,544	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,552	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	113,424	
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	1,258
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	1,258
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通株式等の額	—	2,445
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	245
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	245
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	113,424	
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	960,054	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,949	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	1,258	
うち、繰延税金資産	245	
うち、退職給付に係る資産	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	2,445	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	64,251	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,024,305	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.07	

自己資本の充実の状況

■単体自己資本比率（平成26年9月末・バーゼルⅢ基準）

（単位：百万円、％）

項目	平成26年9月期	
		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	83,593	
うち、資本金及び資本剰余金の額	27,436	
うち、利益剰余金の額	57,878	
うち、自己株式の額（△）	1,221	
うち、社外流出予定額（△）	500	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	127	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,623	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,623	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	5,544	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	106,888	
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	1,225
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	1,225
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	2,737
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	106,888	
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	956,926	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,963	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	1,225	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	2,737	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	62,741	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,019,667	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.48	

自己資本の充実の状況

■連結自己資本比率（平成25年9月末・バーゼルⅡ基準）

（単位：百万円）

項目		平成25年9月末
基本的項目 (Tier1)	資本金	16,062
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本剰余金	11,375
	利益剰余金	54,494
	自己株式(△)	1,225
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	500
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	為替換算調整勘定	—
	新株予約権	73
	連結子法人等の少数株主持分	3,261
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	
繰延税金資産の控除金額(△)	—	
計 (A)	83,542	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	—	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	5,546
	一般貸倒引当金	4,990
	負債性資本調達手段等	15,000
	うち永久劣後債務	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	15,000
計	25,537	
うち自己資本への算入額 (B)	25,537	
控除項目 (C)	464	
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	108,614	
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	841,861
	オフ・バランス取引等項目	9,357
	信用リスク・アセットの額 (E)	851,219
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 $\frac{(G)}{8\%}$ (F)	65,393
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,231
	計 (E) + (F) (H)	916,612
連結自己資本比率（国内基準）= $\frac{(D)}{(H)} \times 100$	11.84%	
(参考) Tier 1 比率 = $\frac{(A)}{(H)} \times 100$	9.11%	

自己資本の充実の状況

■自己資本比率（平成25年9月末・バーゼルⅡ基準）

（単位：百万円）

項目		平成25年9月末
基本的項目 (Tier1)	資本金	16,062
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本準備金	11,374
	その他資本剰余金	—
	利益準備金	14,926
	その他利益剰余金	38,698
	その他	—
	自己株式 (△)	1,219
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額 (△)	500
	その他有価証券の評価差損 (△)	—
	新株予約権	73
	営業権相当額 (△)	—
	のれん相当額 (△)	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	
繰延税金資産の控除金額 (△)	—	
計 (A)	79,416	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	5,546
	一般貸倒引当金	2,743
	負債性資本調達手段等	15,000
	うち永久劣後債務	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	15,000
計	23,290	
うち自己資本への算入額 (B)	23,290	
控除項目 (C)	—	
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	102,706	
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	839,714
	オフ・バランス取引等項目	9,357
	信用リスク・アセットの額 (E)	849,071
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 $\frac{(G)}{8\%}$ (F)	63,830
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,106
計 (E) + (F) (H)	912,902	
単体自己資本比率（国内基準）= $\frac{(D)}{(H)} \times 100$		11.25%
(参考) Tier 1 比率 = $\frac{(A)}{(H)} \times 100$		8.69%

自己資本の充実の状況

定量的な開示事項

■その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
(第12条第4項第1号)

該当ありません。

■自己資本の充実度に関する事項
(第10条第4項第1号、第12条第4項第2号)

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

資産（オン・バランス）項目

(単位：百万円)

項 目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	平成25年9月中間期		平成26年9月中間期	
		所要自己資本 の額 (単体)	所要自己資本 の額 (連結)	所要自己資本 の額 (単体)	所要自己資本 の額 (連結)
1. 現金	0	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	—	—	—	—
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	35	35	39	39
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	230	230	307	307
10. 地方三公社向け	20	—	—	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	188	188	340	340
12. 法人等向け	20~100	14,691	14,691	15,984	15,984
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	10,430	10,430	11,446	11,446
14. 抵当権付住宅ローン	35	472	472	455	455
15. 不動産取得等事業向け	100	4,902	4,902	5,466	5,466
16. 三月以上延滞等	50~150	124	124	88	88
17. 取立未済手形	20	1	1	1	1
18. 信用保証協会等による保証付	0~10	149	149	143	143
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—
20. 出資等	100~1,250	789	816	770	839
21. 上記以外	100~250	1,572	1,631	2,641	2,698
22. 証券化（オリジネーターの場合）	20~1,250	—	—	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	20~1,250	—	—	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額	—	—	—	158	157
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—	—
合 計	—	33,588	33,674	37,845	37,970

※ 所要自己資本の額は、資産（オン・バランス）項目の信用リスク・アセット額に国内基準適用行の最低基準（4%）を乗じて算出しております。

自己資本の充実の状況

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	掛目 (%)	平成25年9月中間期		平成26年9月中間期	
		所要自己資本の額 (単体)	所要自己資本の額 (連結)	所要自己資本の額 (単体)	所要自己資本の額 (連結)
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	25	25	24	24
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	2	2	5	5
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50 50	85 —	85 —	107 —	107 —
5. N I F又はR U F	50 (75)	—	—	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	15	15	12	12
7. 内部格付手法におけるコミットメント	(75)			—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	216	216	165	165
(うち借入金の保証)	100	216	216	165	165
(うち有価証券の保証)	100	—	—	—	—
(うち手形引受)	100	—	—	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	—				
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前)	100	—	—	—	—
控除額 (△)	—				
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	—	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—	—	—	—
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	—	27	27	46	46
カレントエクスポージャー方式	—	27	27	46	46
派生商品取引	—	27	27	46	46
外為関連取引	—	25	25	44	44
金利関連取引	—	1	1	1	1
金関連取引	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—
貴金属 (金を除く) 関連取引	—	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
標準方式	—	—	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—	—	—
合 計	—	374	374	362	362

※ 所要自己資本の額は、オフ・バランス項目の信用リスク・アセット額に国内基準適用行の最低基準 (4%) を乗じて算出しております。

自己資本の充実の状況

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額等
当行では内部格付手法を採用しておりません。

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
当行では内部格付手法を採用しておりません。

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額等
当行では自己資本比率告示第二十五条又は第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行（連結グループ）が使用する次に掲げる手法ごとの額

（単位：百万円）

	平成25年9月30日		平成26年9月30日	
	単体	連結	単体	連結
基礎的指標手法	2,553	2,615	2,509	2,570

※ 所要自己資本の額は、オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額に、国内基準適用行の最低基準である4%を乗じて算出しております。

ヘ 総所要自己資本額

（単位：百万円）

	平成25年9月30日		平成26年9月30日	
	単体	連結	単体	連結
総所要自己資本額	36,516	36,664	40,786	40,972
資産（オン・バランス）項目	33,588	33,674	37,845	37,970
オフ・バランス項目	374	374	362	362
オペレーショナルリスク相当額	2,553	2,615	2,509	2,570
CVAリスク相当額	—	—	69	69
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—

自己資本の充実の状況

■信用リスクに関する次に掲げる事項 (第10条第4項第2号、第12条第4項第3号)

- イ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
 ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
 ハ 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及び区分ごとの内訳

※ 連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分ごとの分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

(単位：百万円)

業種名称	平成25年9月末	平成26年9月末
	エクスポージャーの中間期末残高	エクスポージャーの中間期末残高
製造業	166,614	195,097
農業、林業	1,612	1,898
漁業	2,413	2,997
鉱業、採石業、砂利採取業	2,261	2,319
建設業	56,801	61,760
電気・ガス・熱供給・水道業	16,235	18,201
情報通信業	8,609	9,813
運輸業、郵便業	52,614	52,833
卸売業、小売業	149,682	168,093
金融業、保険業	249,286	196,938
不動産業、物品賃貸業	173,793	185,963
各種サービス業	215,452	220,448
国・地方公共団体	468,656	508,639
個人	304,913	317,521
その他	265,000	254,136
業種別計	2,133,947	2,196,661

(単位：百万円)

	平成25年9月末	平成26年9月末
三月以上延滞エクスポージャー	5,667	3,506

※ 三月以上延滞エクスポージャーについて、業種別又は取引相手の別に区分しておりません。

(単位：百万円)

残存期間区分	平成25年9月末	平成26年9月末
	エクスポージャーの中間期末残高	エクスポージャーの中間期末残高
1年以下	301,712	309,259
1年超3年以下	246,134	265,106
3年超5年以下	326,537	313,516
5年超7年以下	166,153	185,314
7年超10年以下	248,277	242,394
10年超50年以下	547,835	584,163
期間の定めのないもの	297,296	296,906
残存期間別合計	2,133,947	2,196,661

(単位：百万円)

	平成25年9月末	平成26年9月末
信用リスクに関するエクスポージャー	2,133,947	2,196,661

※ 信用リスクに関するエクスポージャーについて、地域別に区分しておりません。

自己資本の充実の状況

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中の増減額

平成25年9月期

(単位：百万円)

		平成25年3月末		平成25年9月末	
		期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	(単体)	3,167	2,743	3,167	2,743
	(連結)	5,498	4,990	5,498	4,990
個別貸倒引当金	(単体)	13,797	837	2,009	12,625
	(連結)	14,512		1,277	13,235
特定海外債権引当勘定	(単体)				
	(連結)				
合計	(単体)	16,965	3,580	5,176	15,369
	(連結)	20,010	4,990	6,775	18,225

※ 期中増減額欄の定義

一般貸倒引当金…洗い替え方式により前期残が減少額、期中残が増加額

個別貸倒引当金…(単体) 増加額は、期中の繰入額を記入 減少額は、期中の目的取崩額と目的外取崩額の合計を記入 (除く振替分)

(連結) 期中実質繰入額 (増減の純額) を期中増加額あるいは期中減少額の欄に記載しております。

(一般貸倒引当金の地域別内訳)

(単位：百万円)

	平成25年3月末		平成25年9月末	
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	3,167	2,743	3,167	2,743
国外計	—	—	—	—
地域別計	3,167	2,743	3,167	2,743

※ 一般貸倒引当金について、業種別の区分ごとの算定を行っておりません。

連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分ごとの分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成25年3月末		平成25年9月末	
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	13,797	837	2,009	12,625
国外計	—	—	—	—
地域別計	13,797	837	2,009	12,625
製造業	2,020	84	38	2,067
農業、林業	0	22	0	22
漁業	0	—	0	—
鉱業、採石業、砂利採取業	486	—	1	484
建設業	1,363	58	14	1,408
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	50	0	5	45
運輸業、郵便業	1,019	0	177	843
卸売業、小売業	3,241	81	859	2,463
金融業、保険業	0	—	0	0
不動産業、物品賃貸業	931	75	16	991
各種サービス業	3,293	501	712	3,082
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	1,204	10	15	1,199
その他	184	0	167	16
業種別計	13,797	837	2,009	12,625

※ 連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分ごとの分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

自己資本の充実の状況

平成26年9月期

(単位：百万円)

		平成26年3月末		平成26年9月末	
		期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	(単体)	2,546	2,623	2,546	2,623
	(連結)	4,837	4,713	4,837	4,713
個別貸倒引当金	(単体)	11,331	277	1,177	10,431
	(連結)	12,012		891	11,121
特定海外債権引当勘定	(単体)				
	(連結)				
合計	(単体)	13,878	2,900	3,724	13,054
	(連結)	16,850	4,713	5,728	15,835

※ 期中増減額欄の定義

一般貸倒引当金…洗い替え方式により前期残が減少額、期中残が増加額

個別貸倒引当金…(単体) 増加額は、期中の繰入額を記入 減少額は、期中の目的取崩額と目的外取崩額の合計を記入 (除く振替分)
(連結) 期中実質繰入額 (増減の純額) を期中増加額あるいは期中減少額の欄に記載しております。

(一般貸倒引当金の地域別内訳)

(単位：百万円)

	平成26年3月末		平成26年9月末	
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	2,546	2,623	2,546	2,623
国外計	—	—	—	—
地域別計	2,546	2,623	2,546	2,623

※ 一般貸倒引当金について、業種別の区分ごとの算定を行っておりません。

連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分ごとの分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成26年3月末		平成26年9月末	
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	11,331	277	1,177	10,431
国外計	—	—	—	—
地域別計	11,331	277	1,177	10,431
製造業	1,943	99	161	1,881
農業、林業	17	—	2	14
漁業	—	0	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	239	—	17	221
建設業	972	2	198	776
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	45	—	0	44
運輸業、郵便業	809	0	20	789
卸売業、小売業	2,383	73	346	2,110
金融業、保険業	0	—	0	0
不動産業、物品賃貸業	864	0	177	687
各種サービス業	2,873	98	127	2,845
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	1,158	0	111	1,046
その他	21	2	13	9
業種別計	11,331	277	1,177	10,431

※ 連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分ごとの分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

自己資本の充実の状況

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成25年9月末	平成26年9月末
製造業	—	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	—	—
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—
各種サービス業	—	—
国・地方公共団体	—	—
個人	—	—
その他	—	—
業種別計	—	—

※ 連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分ごとの分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額	
	平成25年9月中旬期	平成26年9月中旬期
0%	906,751	837,622
10%	103,903	122,588
20%	23,683	42,739
35%	33,772	32,532
50%	267	145
75%	347,699	381,564
100%	549,316	625,887
150%	1,694	1,206
350%	—	—
1,250%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	1,967,089	2,044,286

※ 上記のエクスポージャーの額は、格付によるリスク・ウェイトの変動を信用リスク削減手法の効果とみなして織り込んでおります。連結と単体の差異が僅少であるため、単体の数値を記載しております。

■信用リスク削減手法に関する事項 (第10条第4項第3号、第12条第4項第4号)

信用リスク削減手法は包括的手法を採用しており、適格金融資産として自行預金と適格債券がございます。適格保証としては、地方公共団体保証等がございます。但し、金額についてはそれぞれを区分して開示することが困難でございます。

自己資本の充実の状況

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 (第10条第4項第4号、第12条第4項第5号)

- イ 与信相当額の算出に用いる方式
先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。
- ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額
グロス再構築コストの額の合計額は平成25年9月期末349,030千円、平成26年9月期末770,828千円です。
- ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）
法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については、ネット再構築コスト及びネットアドオンとした上で、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額	
	平成25年9月中間期末	平成26年9月中間期末
派生商品取引	1,177	1,955
外国為替関連取引及び金関連取引	985	1,761
金利関連取引	191	194
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	1,177	1,955

※ 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

- ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額
グロス再構築コストの合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額はゼロになります。
- ホ 担保の種類別の額
派生商品取引については、担保による信用リスク削減を行っておりません。
- ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額	
	平成25年9月中間期末	平成26年9月中間期末
派生商品取引	1,177	1,955
外国為替関連取引及び金関連取引	985	1,761
金利関連取引	191	194
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	1,177	1,955

※ 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

- ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
当行はクレジット・デリバティブの取扱いはございません。
- チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
当行はクレジット・デリバティブの取扱いはございません。

自己資本の充実の状況

■証券化エクスポージャーに関する事項 (第10条第4項第5号、第12条第4項第6号)

- イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、期中の証券化取引に係るものに限る。)
 - 資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額
当行は資産譲渡型証券化取引の取扱いはございません。
 - 合成型証券化取引に係る原資産の額
当行は合成型証券化取引の取扱いはございません。
 - (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び期中の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、期中の証券化取引に係るものに限る。)
当行では期中の証券化実績はございません。
 - (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
当行では証券化を目的として保有している資産はございません。
 - (4) 期中に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(期中に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
当行では期中証券化取引を行っておりません。
 - (5) 証券化取引に伴い期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化取引の実績はございません。
 - (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
 - (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
 - (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳
当行では証券化取引の実績はございません。
 - (9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定及び連結自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
 - (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
 - (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
当行では再証券化エクスポージャーは保有しておりません。
 - (12) 自己資本比率告示附則第十五条及び連結自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
オリジネーターとして保有する証券化取引はございません。
- ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
 - (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
 - (3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
 - (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
当行が投資家として保有する再証券化エクスポージャーはございません。
 - (5) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
当行が投資家として保有する証券化取引の信用リスク・アセット額はございません。
- ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳
 - 資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額
当行は資産譲渡型証券化取引の取扱いはございません。
 - 合成型証券化取引に係る原資産の額
当行は合成型証券化取引の取扱いはございません。
 - (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
当行では証券化を目的として保有している資産はございません。
 - (3) 期中に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(期中に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
当行では期中証券化取引を行っておりません。

自己資本の充実の状況

- (4) 証券化取引に伴い期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化取引の実績はございません。
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
オリジネーターとして保有する証券化取引はございません。
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳
当行では証券化取引の実績はございません。
- (9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定及び連結自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。

二 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
- (4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。

■マーケット・リスクに関する事項 (第10条第4項第6号、第12条第4項第7号)

当行では内部モデル方式を採用しておりません。

■銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関する事項 (第10条第4項第7号、第12条第4項第8号)

イ 中間（連結）貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間（連結）貸借対照表計上額

出資等エクスポージャーの中間（連結）貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期末		平成26年9月中間期末	
	中間（連結）貸借対照表計上額	時価	中間（連結）貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間（連結）貸借対照表計上額	37,223		34,759	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間（連結）貸借対照表計上額	1,460		1,461	
合計	38,683	38,683	36,220	36,220

※ 自己株式を除く株式について計上しており、ファンドは含まれておりません。子会社・関連会社株式は含まれております。

子会社・関連会社株式の中間（連結）貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期末		平成26年9月中間期末	
	中間（連結）貸借対照表計上額		中間（連結）貸借対照表計上額	
子会社・子法人等	112		112	
関連法人等	1		1	
合計	113		113	

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成25年9月中間期末	平成26年9月中間期末
売却損益額	14	15
償却額	22	—

ハ 中間（連結）貸借対照表で認識され、かつ、中間（連結）損益計算書で認識されない評価損益の額

中間（連結）貸借対照表で認識され、かつ、中間（連結）損益計算書で認識されない評価損益の額は平成25年9月中間期末16,815百万円、平成26年9月中間期末15,268百万円です。

※ ファンドは含まれておりません。

自己資本の充実の状況

二 中間（連結）貸借対照表及び中間（連結）損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

保有目的	平成25年9月中間期末			平成26年9月中間期末		
	償却原価	時価	評価損益	償却原価	時価	評価損益
その他有価証券	—	—	—	—	—	—
子会社株式又は関連会社株式	—	—	—	—	—	—
満期保有	—	—	—	—	—	—

※ 自己株式を除く株式について計上しており、ファンドは含まれておりません。

ホ 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

当行では内部格付手法を採用しておりません。

■信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー額 （第10条第4項第8号、第12条第4項第9号）

当行では内部格付手法を採用しておりません。

■銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額 （第10条第4項第9号、第12条第4項第10号）

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

（単位：百万円）

	平成25年9月中間期末	平成26年9月中間期末
金利ショックに対する経済価値の増減額 VaR 信頼区間99%：保有期間60日（外貨：20日）：観測期間5年（外貨：1年）	6,291	5,048

※ 連結と単体の差異は僅少であるため、単体の数値を記載しております。

※ コア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金）について内部モデルを使用し、金利リスクの計測を行っております。